

# 平成27・28年度 競争入札参加資格審査 申請の手引 【建設工事、設計・調査・測量】

## ～児玉郡市広域市町村圏組合単独受付～

平成27・28年度における児玉郡市広域市町村圏組合が実施する「建設工事、設計・調査・測量」の競争入札に参加を希望する事業者は、競争入札参加資格審査申請を行ってください。

### 《注意事項》

児玉郡市広域市町村圏組合では、「建設工事、設計・調査・測量」の埼玉県電子入札共同システムには参加していません。平成27・28年度の児玉郡市広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請（建設工事、設計・調査・測量）の受付は、組合単独受付となります。また、随時受付は行わない予定ですので、ご注意ください。

### 【申請書類の提出方法】

次のいずれかの方法により提出してください。

#### （1）郵送による提出

- 受付期間：平成27年1月5日（月）から1月30日（金）まで  
**※平成27年1月30日（金）消印有効です。**
- 送付先：〒367-0204 本庄市児玉町蛭川915-1  
児玉郡市広域市町村圏組合 総務課 行  
**※封筒の表に『27・28年度組合単独受付』と朱書きしてください。**

#### （2）持参による提出

- 受付期間：平成27年2月2日（月）から2月6日（金）まで  
**※平成27年2月6日（金）午後4時までです。**
- 及び時間：午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時
- 受付場所：児玉郡市広域市町村圏組合 総務課（本庄市児玉町蛭川915-1）

### 《お問い合わせ先》

児玉郡市広域市町村圏組合総務課  
〒367-0204 埼玉県本庄市児玉町蛭川915-1  
TEL 0495-72-2241

# 目 次

## 第1章 申請案内

1. 競争入札参加資格審査の申請について . . . . . 1
2. 申請できない者 . . . . . 1
3. 参加資格審査の基準日 . . . . . 2
4. 参加資格の有効期間 . . . . . 2

## 第2章 申請の準備・提出方法

1. 申請関係の書類 . . . . . 3
2. 申請書類の提出方法 . . . . . 3
3. 申請の際の注意事項 . . . . . 4

## 第3章 申請書類

1. 申請書類の作成手順 . . . . . 5
2. 書類作成の注意事項 . . . . . 5～6
3. 提出書類等及び提出部数 . . . . . 6～11

## 第4章 申請受理後の注意事項

1. 受理証の返却 . . . . . 12
2. 申請受理後の注意事項 . . . . . 12

## 第5章 名簿登載後の注意事項

1. 名簿登載後の注意事項 . . . . . 12
2. 申請事項の変更等の届出 . . . . . 12～15

## 第6章 指定様式等の記入要領

1. 提出書類チェックリスト（別紙1） . . . . . 16
2. 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号） . . . . . 16～19
3. 委任状（様式第2号） . . . . . 19
4. 誓約書 . . . . . 19
5. 建設工事請負共通情報（様式3号） . . . . . 19～20
6. 建設工事請負個別情報（様式4号） . . . . . 20～22
7. 設計・調査・測量共通情報（様式5号） . . . . . 22～24
8. 設計・調査・測量個別情報（様式6号） . . . . . 24～25
9. 障害者雇用の証明書（様式第7号） . . . . . 25
10. 監理技術者の証明書（様式第8号） . . . . . 25
11. 工事（業務）経歴書（様式第9号） . . . . . 25
12. 担当職員数・実績高業務別内訳書（様式第10号） . . . . . 25
13. 営業所情報報告書（様式第11、11-1号） . . . . . 26
14. 組合員名簿（様式第12号） . . . . . 26
15. 官公需適格組合資格審査数値計算表（様式13号） . . . . . 26

# 第1章 申請案内

## 1. 競争入札参加資格審査の申請について

平成27・28年度における児玉郡市広域市町村圏組合が実施する「建設工事、設計・調査・測量」の競争入札に参加を希望する事業者は、競争入札参加資格審査申請を行い、児玉郡市広域市町村圏組合の『建設工事、設計・調査・測量競争入札参加資格者名簿』に登載される必要があります。

**※児玉郡市広域市町村圏組合では、埼玉県電子入札共同システムには参加していません。**

※申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したときには、入札参加資格者名簿から抹消する場合があります。

※申請内容は一部を除き情報公開の対象になります。あらかじめご了承ください。

## 2. 申請できない者

(1) 次のいずれかに該当する事業者は申請できません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別な理由がある場合を除く。）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札に参加させないこととされた者
- ③ 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、児玉郡市広域市町村圏組合の競争入札参加資格を抹消され、2年間経過していない者
- ④ 申請日前2年間において振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者
- ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、児玉郡市広域市町村圏組合管理者が不適格であると認める者
- ⑥ 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税が未納である者
- ⑦ 本庄市、美里町、神川町、上里町に事業所（本社又は代理人を置く支店、営業所等）を有する者については、法人事業税（個人事業者にあつては個人事業税）が未納である者
- ⑧ 本庄市、美里町、神川町、上里町に事業所（本社又は代理人を置く支店、営業所等）を有する者については、市税・町税が未納である者
- ⑨ 本庄市、美里町、神川町、上里町に法人事業所（本社のみ）を有し、かつ、代表者の住所が本庄市、美里町、神川町、上里町にある者については、代表者個人の

市税・町税が未納である者

(2) 建設工事について申請する場合、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

① 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で許可を受けていない者も含まれます。）

② 申請する業種について、建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において有効なもの。）を総合評定値の通知を受けていない者

(3) 設計・調査・測量の業務について申請する場合、次の業務は、登録がないと申請できません。

ア 測量業務

測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）

イ 建築関連コンサルタント業務のうち、建築意匠

建築士法第23条第1項の規定による登録（建築士事務所登録）

ウ その他業務のうち、①不動産鑑定、②計量証明、③登記業務

①不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録（不動産鑑定業者登録）

②計量法第109条の規定に基づく登録（計量証明事業者登録）

③土地家屋調査士法第8条第1項又は同法施行規則30条の規定による登録（土地家屋調査士登録）

※ 上記ア、イの業務を申請する場合は、申請する事業所で登録を受けていることが必要です。

※ 上記ウ③登記業務を申請できるのは、土地家屋調査士事務所、土地家屋調査士法人、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会に限ります。

### 3. 審査基準日

申請日直近の決算日

### 4. 参加資格の有効期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

## 第2章 申請の準備・提出方法

### 1. 申請関係の書類

#### (1) 配布書類

- ・申請の手引（児玉郡市広域市町村圏組合単独受付専用）
- ・指定様式集（児玉郡市広域市町村圏組合単独受付専用）

#### (2) 申請書類の配布方法

- ・児玉郡市広域市町村圏組合ホームページからのダウンロード
- ・窓口においての配布
  - ア 配布期間 平成26年12月1日（月）から平成27年2月6日（金）  
※土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
  - イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分

### 2. 申請書類の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

#### (1) 郵送による提出

##### ●受付期間

平成27年1月5日（月）から1月30日（金）まで

**※平成27年1月30日（金）消印有効です。**

##### ●送付先

〒367-0204

本庄市児玉町蛭川915-1

児玉郡市広域市町村圏組合 総務課 行

**※封筒の表に『27・28年度組合単独受付』と朱書きしてください。**

#### (2) 持参による提出

##### ●受付期間及び時間

平成27年2月2日（月）から2月6日（金）まで

**※平成27年2月6日（金）午後4時までです。**

午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時

##### ●受付場所

児玉郡市広域市町村圏組合 総務課

（本庄市児玉町蛭川915-1）

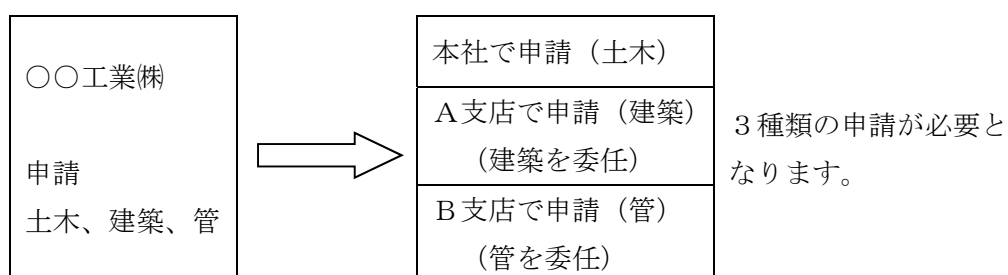
### 3. 申請の際の注意事項

(1) 申請書類については、**児玉郡市広域市町村圏組合単独受付専用の指定様式**を使用してください。

(2) 申請については、「会社（個人事業者の場合は事業主）単位」でなく「**事業所（本社・支店・営業所等）を単位**」として申請してください。

**※代理人を設置する場合は、必ず委任状（様式第2号）を提出してください。（会社の所在地が、履歴事項全部証明書等と異なる場合も委任状が必要となります。）**

本店と支店で申請業務を分けて申請を希望される場合は、それぞれの事業所で申請書の提出が必要となります。



(3) 申請書の記入漏れ、添付書類の不備等があった場合は、入札参加資格者名簿に登録されません。提出の際は、手引や申請書の内容を十分確認してください。

(4) 申請内容に不備があった場合は、電話又はFAXで確認をさせていただき、必要に応じて内容の修正を行います。

なお、誤りが添付書類等により明白である場合は、確認を得ずに職権で修正する場合があります。

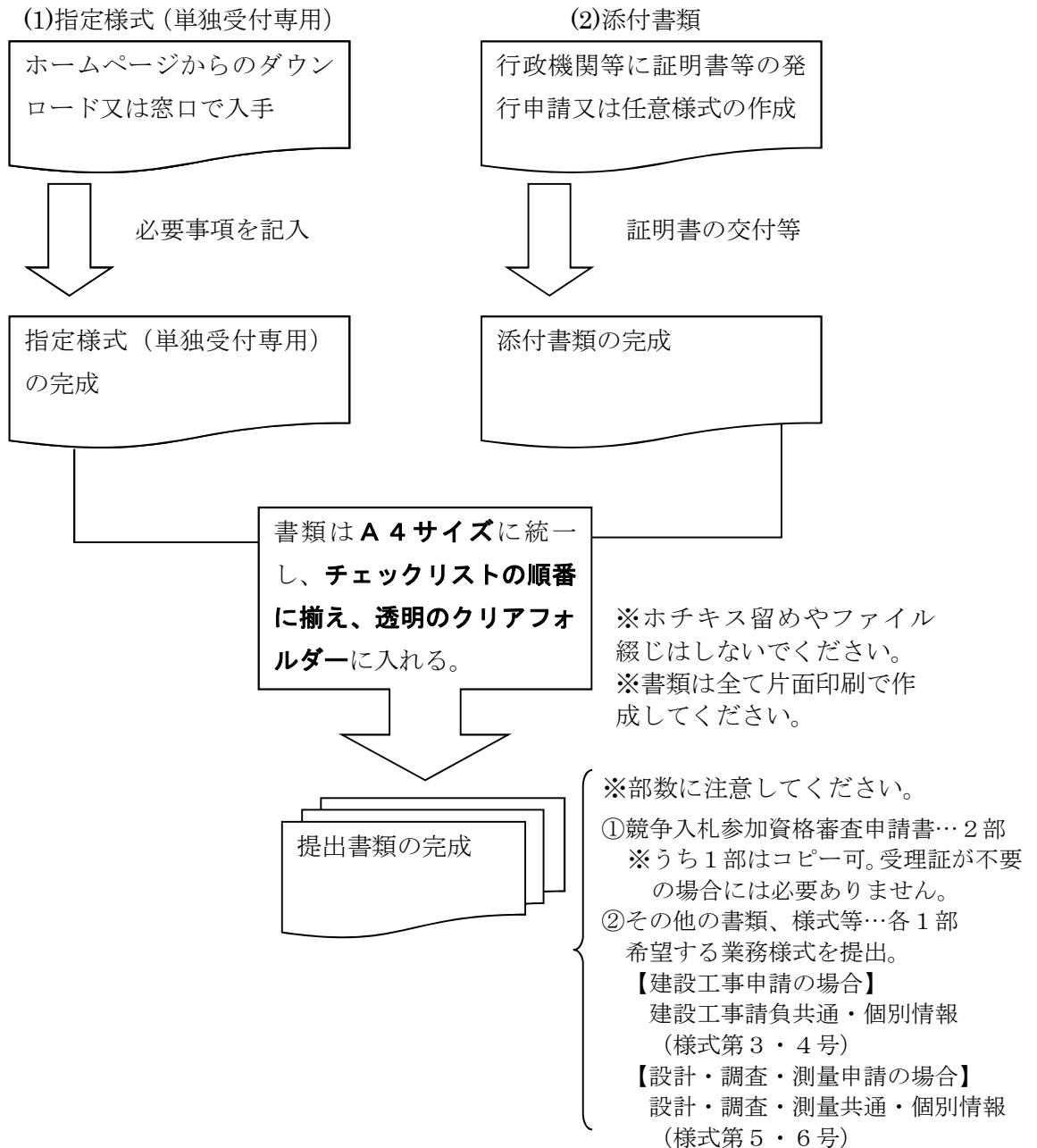
(5) 申請が受理された後には、申請内容を変更できません。申請書の受理後に登録内容の変更があった場合は、**入札参加資格者名簿が有効となった後（平成27年4月1日以降）に、変更等の手続きを行ってください。**

**※ただし、一度申請した業種等（業務）を変更することはできませんので、ご注意ください。**

# 第3章 申請書類

## 1. 申請書類作成の手順

申請書類は次の方法で作成し、提出してください。



## 2. 書類作成の注意事項

- (1) 書類はA4サイズで作成してください。A4サイズでないものは、A4サイズに縮小コピー又は拡大コピーするか、A4サイズの紙にそのままコピーして作成してください。

(2) 指定様式については、黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。パソコン等で作成する場合は、黒字で作成してください。書き直すことのできる筆記用具（鉛筆、消すことのできるペンなど）は使用しないでください。

### 3. 提出書類等及び提出部数

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）については2部（うち1部は受理証用のためコピー可。受理証が不要の場合には必要ありません。）を作成してください。

番号	提出書類等	提出部数		備考
		建設工事	設計・調査・測量	
1	提出書類チェックリスト（別紙1）	1	1	・提出書類の該当する欄にチェックをつけてください。
2	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第1号）	2	2	※同じ内容のものを <b>2部</b> 作成してください。 （うち1部は受理証用のため、コピー可。 <b>受理証が不要の場合には必要ありません。</b> ） ※詳細はP16～P19をご覧ください。
3	建設工事請負共通情報（様式第3号）	1	—	<b>【建設工事申請のみ対象】</b> ※詳細はP19をご覧ください。
4	建設工事請負個別情報（様式第4号）	1	—	<b>【建設工事申請のみ対象】</b> ※詳細はP20～P21をご覧ください。
5	設計・調査・測量共通情報（様式第5号）	—	1	<b>【設計・調査・測量のみ対象】</b> ※詳細はP22～P24をご覧ください。
6	設計・調査・測量個別情報（様式第6号）	—	1	<b>【設計・調査・測量のみ対象】</b> ※詳細はP24～P25をご覧ください。
7	履歴事項全部証明書 又は 現在事項全部証明書 ※コピー可	1	1	<b>【法人のみ対象】</b> ・申請日前3か月以内のもので現状を反映しているものに限り。ます。（法務局で発行）
8	住民票の写し ※コピー可	1	1	<b>【個人事業者のみ対象】</b> ・申請日前3か月以内に発行された代表者のもので現状を反映しているものに限り。ます。（住民登録地の市区町村で発行） ・本籍記載のないもの



番号	提出書類等	提出部数		備考
		建設工事	設計・調査・測量	
9	身分証明書（身元証明書） ※コピー可	1	1	<p><b>【個人事業者のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日前3か月以内に発行された代表者のもので現状を反映しているものに限りです。（本籍地の市区町村で発行）</li> </ul>
10	登記されていないことの証明書 ※コピー可	—	1	<p><b>【個人事業者のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日前3か月以内に発行された代表者のもので現状を反映しているものに限りです。</li> <li>成年被後見人、被補佐人等でないことの証明です。被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項証明書を提出してください。</li> <li>取得方法は次のとおりです。詳細は法務局にお問い合わせください。</li> </ul> <p><b>【窓口申請】</b></p> <p>法務局及び地方法務局の戸籍課で取り扱っています。支局・出張所では取得できませんのでご注意ください。埼玉県内は、さいたま地方法務局のみです。</p> <p>さいたま地方法務局戸籍課 さいたま市中央区下落合5-12-1 電話 048-851-1000 交通 JR 埼京線与野本町駅下車徒歩8分</p> <p><b>【郵送申請】</b></p> <p>下記の東京法務局においてのみ取り扱っています。</p> <p>東京法務局民事行政部後見登録課 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1360</p>

番号	提出書類等	提出部数		備考
		建設工事	設計・調査・測量	
11	委任状（様式第2号）	1	1	<p><b>【入札や見積り、契約の締結、契約金額の請求等の権限を代理人に委任する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業所情報の住所・代表者職名・代表者氏名が本社情報の住所・代表者職名・代表者氏名（履歴事項証明書上のもの）と1か所でも異なる場合には提出が必要です。</li> </ul> <p>※詳細はP19をご覧ください。</p>
12	誓約書	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることの誓約書です。</li> </ul> <p>※詳細はP19をご覧ください。</p>
13	経営事項審査の総合評定値通知書のコピー	1	—	<p><b>【建設工事申請のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在で有効なもので、複数ある場合は最新のものの。（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）</li> </ul>
14	建設業許可通知書又は許可証明書 ※コピー可	1	—	<p><b>【建設工事申請のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。</li> <li>・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出してください。※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の受理印のある更新申請書の写しを提出してください。</li> </ul>
15	建設業許可申請書（表紙）及び別表（別紙二）のコピー	1	—	<p><b>【建設工事申請のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可行政庁の受理印が押印されているもの・「表紙」及び「別表（別紙二）」の写しのみ提出してください。それ以外の添付書類は提出不要です。※変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しも提出してください。</li> </ul>

番号	提出書類等	提出部数		備考
		建設工事	設計・調査・測量	
16	法人税（個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※コピー可	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内のもの（税務署で発行）</li> <li>・未納の税額がないことが必要です。</li> <li>・新設の場合及び免税事業者も必要です。</li> </ul> <b>※法人：「その3の3」の証明に限る。</b> <b>※個人：「その3の2」の証明に限る。</b>
17	法人事業税（個人の場合は個人事業税）の納税証明書 又は 県税に関する証明書 ※コピー可  ※法人（個人）県民税の納税証明書は不可	1	1	<b>【本庄市、美里町、神川町、上里町に事業所（本社又は代理人を置く支店、営業所等）がある事業者が対象】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内のもの（県税事務所で発行）</li> <li>・直近1事業年度分の法人事業税（個人の場合は個人事業税）に係る納税証明書（未納税額が「0」のものに限る）、又は現在において滞納額がないことの証明を提出してください。</li> <li>・事業所を開設してから1事業年度を経っていない場合は、法人の設立等の報告が提出されている旨（個人の場合は開業届が提出されている旨）の記載のある「県税に関する証明書」を県税事務所で発行してもらい提出してください。</li> </ul>
18	市税・町税の完納証明書 ※コピー可	1	1	<b>【本庄市、美里町、神川町、上里町に事業所（本社又は代理人を置く支店、営業所等）がある事業者が対象】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内のもの（市・町で発行）</li> <li>・「市税又は町税に滞納がない証明書」を提出してください。</li> <li>・事業所を開設して1事業年度を経っていない場合は、その旨がわかる証明書を提出してください。</li> </ul>
19	法人事業者の代表者個人の市税・町税の完納証明書 ※コピー可	1	1	<b>【本庄市、美里町、神川町、上里町に法人事業所（本社）があり、かつ、本庄市、美里町、神川町、上里町に代表者の住所がある事業者が対象】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3か月以内のもの（市・町で発行）</li> <li>・「市税又は町税に滞納がない証明書」を提出してください。</li> </ul>

番号	提出書類等	提出部数		備考
		建設工事	設計・調査・測量	
20	ISO認証取得登録証のコピー (ISO9001) (ISO14001)	1	1	<p><b>【申請日現在で申請業務について認証取得している場合のみ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請業務について取得している場合に限り、提出してください。ISOの認証が「製造」等で申請業務以外の場合は対象となりません。</li> <li>・(公財)日本適合性認定協会(JAB)(又はJABと相互認証している認定機関)に認定された認証機関が認証した登録証。</li> </ul>
21	障害者雇用状況報告書のコピー	1	1	<p><b>【障害者雇用状況報告書の提出義務のある事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク(公共職業安定所)に提出した最新の報告書のコピー。</li> <li>・雇用する常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が50人以上の事業者(に義務付けられている報告書です。)</li> </ul>
22	障害者雇用の証明書 (様式第7号)	1	1	<p><b>【障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者で障害者を雇用している事業者】</b></p> <p>※詳細はP25をご覧ください。</p>
23	監理技術者の証明書 (様式第8号)	1	—	<p><b>【建設工事申請のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者がいる場合、提出してください。</li> <li>・監理技術者資格者証の写しについては、2名以上いる場合であっても1名分とし、有効期限内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業所と一致しているものに限りです。</li> </ul>
24	建設業労働災害防止協会加入証明書(コピー可)	1	—	<p><b>【建設工事申請のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入している場合は、提出してください。</li> </ul> <p>申請日前3か月以内のもの</p>
25	資格情報を証明する書類の写し	1	—	<p><b>【建設工事申請のみ対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事を希望する場合、提出してください。</li> </ul> <p>※詳細はP20～P22の「資格情報を証明する書類」をご覧ください。</p>

番号	提出書類等	提出部数		備考
		建設工事	設計・調査・測量	
26	登録情報を証明する書類の写し	—	1	<b>【設計・調査・測量申請のみ対象】</b> ・登録がある場合、提出してください。 ※詳細はP22～P23の「登録情報を証明する書類」をご覧ください。 ・測量業務、建築関連コンサルタント業務（建築意匠）を支店等で申請する場合は、その支店等が登録していることがわかるものを提出してください。
27	工事（業務）経歴書 （様式第9号）	1	1	・業種ごとに直近2年分について、記入してください。 ※詳細はP25をご覧ください。
28	担当職員数・実績高業務別内訳表 （様式第10号）	—	1	<b>【設計・調査・測量申請のみ対象】</b> ※詳細はP25をご覧ください。
29	営業所情報報告書 （様式第11号） （様式第11-1号）	1	1	<b>【本庄市、美里町、神川町、上里町に代理人を置く支店、営業所等を有する者が対象】</b> ※詳細はP26をご覧ください。
30	中小企業等協同組合が申請する場合の書類	1	1	<b>【中小企業等協同組合が申請する場合】</b> ・組合員名簿（様式第12号） ※詳細はP26をご覧ください。
31	官公需適格組合が申請する場合の書類	1	—	<b>【官公需適格組合が申請する場合】</b> ・組合員名簿（様式第12号） ・官公需適格組合証明書のコピー ・経営事項審査の総合評価値通知書のコピー ・官公需適格組合資格審査数値設計表（様式第13号） ※詳細はP25をご覧ください。
32	返信用封筒 ※窓口持参による提出の場合は不要です。	(1)	(1)	<b>【郵送による提出の場合で、受理証の返却が必要な場合のみ】</b> ・受理証返送用の封筒です。 ・返送先の宛名を記載し、必要な額の切手を貼付したものを同封してください。

## 第4章 申請受理後の注意事項

### 1. 受理証の返却（希望者のみ）

受付後、受理証用の「競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」に受付印及び受付番号を押印したものを返却します。受理証の再交付はいたしませんので、大切に保管してください。

#### 【郵送による提出の場合】

返却の希望があっても、返送用の封筒が同封されていない、また切手が貼られていない場合は返送いたしませんので、ご注意ください。

### 2. 申請受理後の注意事項

(1) 申請内容に不備があった場合は、電話又はFAXで確認をさせていただき、必要に応じて内容の修正を行います。

なお、誤りが添付書類等により明白である場合は、確認を得ずに職権で修正する場合があります。

(2) 申請が受理された後には、申請内容を変更できません。申請書の受理後に登録内容の変更があった場合は、**入札参加資格者名簿が有効となった後（平成27年4月1日以降）に、変更等の手続きを行ってください。**

(3) この手引に記載のない資料について、必要に応じて、申請者に対しその都度資料の提出もしくは提示又は説明を求める場合があります。

## 第5章 名簿登載後の注意事項

### 1. 名簿登載後の注意事項

(1) 競争入札参加資格を得た者は、入札参加資格者名簿に登載し一般に公開します。また、申請内容は一部を除き情報公開の対象になりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 入札参加資格者名簿に登載された者やその使用人又は下請負人が虚偽記載、事故、粗雑履行、贈賄、談合等を起こした場合、「児玉郡市広域市町村圏組合建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づき、入札への参加の停止等の措置を行う場合があります。

(3) この手引に記載のない資料について、必要に応じて、申請者に対しその都度資料の提出もしくは提示又は説明を求める場合があります。

## 2. 申請事項の変更等の届出

### (1) 商号や代表者等の変更について

入札参加資格者名簿の登載後、次に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに必要な書類を添えて、変更届を提出してください。

	変更事項	添付書類
1	<b>商号又は名称</b>	法人：履歴事項証明書又は現在事項証明書 ※コピー可  個人：許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）のコピー
2	<b>本社の所在地</b>	法人：履歴事項証明書又は現在事項証明書 ※コピー可  個人：許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）のコピー
3	<b>代表者</b>	法人：履歴事項証明書又は現在事項証明書 ※コピー可  個人：身分証明書（身元証明書）及び登記されていないことの証明書 ※コピー可
4	<b>本社の電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス</b>	変更届のみ
5	<b>代理人・代理人職名</b>	委任状（様式第2号）
6	<b>代理人を置く営業所等の所在地</b>	委任状（様式第2号） ※本庄市、美里町、神川町、上里町に新たに営業所等を設立して委任する場合は「市税又は町税に滞納がない証明書」又は設立届のコピー
7	<b>代理人を置く営業所等の電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス</b>	変更届のみ

	変更事項	添付書類
8	<b>代理人の設置又は代理人間の契約権限の変更</b>	<p>(1)事業所間における契約権限の変更に係る申請書（新たに契約権限を持つ事業所の代表者名で作成）</p> <p>(2)変更届（契約権限を移す業種について、取り下げる旨の届出を旧事業所の代表者名で作成）</p> <p><b>【建設工事申請のみ】</b></p> <p>※事業所の許可業種が分かる書類（許可行政庁の受理印のあるもの）のコピー</p> <p><b>【測量業登録及び建築士事務所登録のみ】</b></p> <p>※事業所の登録が分かる書類（登録行政庁の受理印のあるもの）コピー</p> <p><b>【本庄市、美里町、神川町、上里町に代理人を置く支店、営業所等を設置する場合】</b></p> <p>※営業所情報報告書（様式第11、様式第11-1）</p> <p>※「市税又は町税に滞納がない証明書」又は設立届のコピー</p>
9	<b>合併等による競争入札参加資格の承継</b>	変更事項を証明できる書類
10	<b>建設業許可番号</b>	許可通知書のコピー
11	<b>建設業許可区分</b>	許可通知書のコピー
12	<b>監理技術者の証明書</b>	<p>官吏技術者の証明書（様式第8号）</p> <p>(1)申請日現在、監理技術者がいる場合、提出してください。</p> <p>(2)監理技術者資格者証のコピー写しについては、2名以上いる場合であっても1名分のみとし、有効期間内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業者と一致しているものに限りします。</p>
13	<b>設計・調査・測量における登録の有無</b>	登録通知書のコピー



	変更事項	添付書類
14	<b>中小企業等協同組合等にあつてはその組合員</b>	組合員名簿

(2) その他

- ①書類はA4サイズで作成してください。
- ②変更届の提出は郵送でも可能です。受理証が必要な場合には、受理証用に変更届のコピーを1部添付するとともに、返送先を明記し、必要な額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。いずれかが不足している場合は、受理証が返送できませんので、ご注意ください。
- ③変更届が必要な事項、添付書類等については、必ず児玉郡市広域市町村圏組合ホームページにてご確認ください。

## 第6章 指定様式等の記入要領

### 1. 提出書類チェックリスト（別紙1）

- (1) 「商号又は名称」は、代理人を設置して申請する場合は、代理人を置く営業所等の名称まで記入してください。
- (2) 提出書類にレ点（チェックマーク）をつけてください。提出書類は申請内容によって異なります。

### 2. 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- (1) 作成部数は2部です。うち1部は、受理証用のためコピー可です。受理証が不要の場合には必要ありません。
- (2) 「日付」は申請日を記入してください。
- (3) 「本社情報」欄について
  - ① 「法人又は個人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
  - ② 「商号又は名称（カナ）」欄は、カタカナで記入してください。濁点「゜」、半濁点「°」は同じマスに記入してください。法人の種類を表す文字（例：「カブシキガイシャ」等）は記入しないでください。
  - ③ 「商号又は名称」欄については、履歴事項全部証明書等のおりに記入してください。法人の種類を表す文字（例：「株式会社」等）についても省略せずに記入してください。
  - ④ 「代表者役職名」欄については、法人の場合は履歴事項全部証明書等のおりに記入してください。個人事業者の場合は「代表者」と記入してください。
  - ⑤ 「代表者氏名（カナ）」欄は、すべて大文字のカタカナで記入してください。濁点「゜」、半濁点「°」は同じマスに記入してください。「氏」と「名」の間は1マス空けてください。
  - ⑥ 「代表者氏名」欄は、「氏」と「名」の間は1マス空けてください。
  - ⑦ 本社の住所欄は、都道府県名から省略せずに、履歴事項全部証明書等のおりの住所を記入してください。「字等」欄の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、「ー（ハイフン）」を用いて記入してください。

※本社で申請する場合で、登記上の所在地と実際の所在地とが異なる場合は、申請事業所の住所欄に実際の所在地を記入してください。この場合、「本社欄に記載した内容」から「申請事業所欄に記載した内容」への委任状を作成し、提出する必要があります。「本社欄に記載した内容」、「申請事業所欄に記載した内容」とも代表者である場合は、代表者から代表者への委任状となります。
  - ⑧ 「本社の代表者印」欄は、印鑑証明書（個人事業者の場合は印鑑登録証明書）に

**ある印鑑（実印）を押印してください。**ただし、印鑑証明書（印鑑登録証明書）の添付は不要です。

⑨「電話番号」及び「ファクシミリ番号」欄は、市外局番を省略せずに「-（ハイフン）」を用いて記入してください。

(4)「申請事業所情報」欄について

①代理人を設置（事業所等へ業務を委任）する場合は、その事業所等の情報を記入してください。本社で申請する場合は、本社の情報を記入してください。

②「事業所名」欄については、次のとおり記入してください。

- ・本社で申請する場合・・・「本社」
- ・代理人を設置（事業所等へ委任）する場合・・・「その事業所等の名称」
- ・本社内で代理人を選定する場合・・・「〇〇部」等

（契約権限が代表取締役でなく、本社内の取締役や〇〇部長などに委任する場合）

③申請事業所の住所欄は、都道府県名から省略せずに記入してください。「字等」欄の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。

④「申請事業所の代表者役職名」欄については、事業所等に業務を委任する場合は、その役職名を記入し、本社において業務を行う場合は、履歴事項全部証明書等のおりに従って記入してください。

⑤「代表者氏名（カナ）」欄は、すべて大文字のカタカナで記入してください。濁点「゜」、半濁点「°」は同じマスに記入してください。「氏」と「名」の間は1マス空けてください。「代表者氏名」欄についても、「氏」と「名」の間は1マス空けてください。

⑥「申請事業所の代表者印」欄は、申請事業所情報に記載されている方の印鑑です。

入札書、見積書、契約書及び請求書に押印する印鑑となります。

可（下記のいずれでも）	不可（誤りの例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑証明と同じ印鑑（申請事業所情報が本社情報と同じ場合）</li> <li>・申請事業所情報の「代表者役職名」欄に記載されている役職の役職印（営業所長印 など）  <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <span>業 児</span> <span>所 玉</span> <span>長 営</span> </div> </li> <li>・申請事業所情報に記載されている「代表者」の個人印と社印の組み合わせでの押印  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; width: 60px;">             印 うほ株 産ん式 業じ会 之よ社           </div> <div style="margin: 0 10px;">○</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <span>美</span> <span>里</span> </div> </div> </li> </ul>	<p>契約者が「株式会社ほんじょう産業 児玉営業所長 美里 一男」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人印のみの押印  <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <span>美</span> <span>里</span> </div> <p>※個人事業者の場合は、個人印（認印）のみでも可</p> </div> </li> <li>・社印のみの押印  <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; width: 60px;">             印 うほ株 産ん式 業じ会 之よ社           </div> <p>※個人・法人とも不可</p> </div> </li> </ul>

- ⑦「電話番号」及び「ファクシミリ番号」欄は、市外局番を省略せずに「－（ハイフン）」を用いて記入してください。
- ⑧「電子メールアドレス」欄は、契約担当部署のメールアドレスを記入してください。メールアドレスがない場合は、空欄としてください。携帯電話のメールアドレスや会社ホームページURL等は記入しないでください。
- (5)「申請事務担当者」欄について  
申請内容について問い合わせをする場合がありますので、この申請書又は添付資料を作成した方、その他この申請の内容に係る質問等に対応できる方の氏名、連絡先の電話番号等を記入してください。
- (6)「障害者雇用状況」欄について
- ①申請日直近の6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者と、提出義務はないが申請日現在で実際に障害者を雇用している事業者が対象です。
- ②報告義務のある事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の「1 有り」を○で囲み、「障害者雇用人数」欄に、管轄の公共職業安定所に提出した直近の報告書に記載された障害者雇用人数を記入してください。「法定雇用率達成状況」欄は該当する項目（「0 未達成」、「1 達成」）を○で囲んでください。
- ③報告義務のない事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の「0 無し」を○で囲み、障害者雇用人数を記入してください。なお、達成状況は、雇用している場合は「1 達成」を、雇用していない場合は「0 未達成」を○で囲んでください。
- (7)「ISO9001/ISO14001」欄について
- ①申請日現在で有効であり、申請業務について認証取得している場合のみ、その情報を記入してください。
- ②「登録・更新年月日」欄は、認証を更新しているときは更新日を記入してください。
- (8)「実績・職員数情報」欄について
- ①『建設工事』のみ申請する場合  
「資本金」欄、「自己資本額」欄及び「営業年数」欄については、申請日現在有効な経営事項審査の審査基準日（有効は審査基準日が複数ある場合は審査基準日が直近のもの）の金額及び年数を記入してください。
- ②『設計・調査・測量』を申請する場合  
・「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。  
・「営業年数」欄は、申請業務のうち、営業年数が長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。
- ③『建設工事』を含む複数の業務を申請する場合

- ・「資本金」欄及び「自己資本」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。
- ・「営業年数」欄は、①と②を比べて、営業年数が長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。
- ④「従業員数」欄は、会社全体の従業員の人数（ただし、パート・アルバイトは除く。）を記入してください。

### 3. 委任状（様式第2号）

- (1) 「日付」は委任状を作成した日付を記入してください。
- (2) 「あて先」は児玉郡市広域市町村圏組合管理者あてとしてください。
- (3) 「委任者」については、「競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の「本社情報」欄と同じ内容を記入し、実印を押印してください。
- (4) 「受任者」については、「競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の「申請事業所情報」と同じ内容を記入し、同じ使用印鑑を押印してください。
- (5) 本社で申請する場合で、登記上の所在地と実際の所在地とが異なる場合も委任状が必要となります。「競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の「本社欄に記載した内容」から「申請事業所欄に記載した内容」への委任状を作成してください。「本社欄に記載した内容」、「申請事業所欄に記載した内容」とも代表者である場合は、代表者から代表者への委任状となります。

### 4. 誓約書

- (1) 「日付」は誓約書を作成した日付を記入してください。
- (2) 「住所」、「商号又は名称」、「代表者役職名」、「代表者名」は、「競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の「本社情報」欄に記載した内容と同一のものを記入してください。
- (3) 印鑑は印鑑証明書（個人事業者の場合は印鑑登録証明書）にある印鑑（実印）を押印してください。

### 5. 建設工事請負共通情報（様式第3号）

- (1) 「許可番号」欄について  
この欄は、申請日現在有効な建設業許可番号を記入してください。
- (2) 「監理技術者数」欄について  
この欄は、申請日現在、直接的かつ恒常的な雇用にある者で（公財）建設業技術者センターから“監理技術者資格者証”の交付を受けた方の人数を記入し、監理技術者資格者証の写しを提出してください。
- (3) 「建設業労働災害防止協会加入の有無」欄について

この欄は、申請日現在で加入している場合に対象となります。加入している場合は“1 有”を、加入していない場合は“0 無”を“○”で囲み、加入している場合は建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）を提出してください。

(4)「審査基準日」欄について

この欄は、今回申請する際、提出する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入してください。

経営事項審査の総合評定値通知書の有効期限は、審査基準日から1年7か月までです。また、申請日現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、直近の審査基準日を採用しますので、ご注意ください。

※申請現在、申請日現在、経営事項審査を受けていない者は、申請書を受理しません。

## 6. 建設工事請負個別情報（様式第4号）

(1)「業種名」欄について

この欄は、今回申請する業種（5業種以内）を記入してください。

※経営事項審査を受審していない業種は申請できませんので、ご注意ください。

※申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。

※5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は、重ねて申請はできません。

※一度申請した業種を変更することはできませんので、ご注意ください。

(2)「工事名」欄について

この欄は、『建設工事』業種コード表の「受注希望工事分類」欄を参考に、受注希望する工事分類名を記入してください。

(3)「実績高割合」欄について

①経営事項審査で申請した業種の完工高を工事分類名の工事で振り分けた割合を記入してください。

②申請する業種ごとの実績高割合の合計は“100%”になりますので、希望する工事分類に該当しない工事の売上げについては、希望しない工事の実績高割合に記入してください。（業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が“100%”となるように記入してください。）

ただし、業種としての売上げ実績がない場合は、“0%”を記入してください。

③工事分類名の工事の実績高割合が“0%”でも申請希望は可能です。

④工事の種類を特定できない場合には、工事内容により、主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。

(4) 次の表の工事の受注するときは、「資格情報」欄に、次の表の右欄に記載した資格情報及び登録機関名を記入してください。

なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分（主な方）の情報を記入し、その資

格情報（届出書等）の写しを提出してください。

※資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請はできません。

業種	工事分類名	資格情報を証明する書類	登録機関名
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届の「届出受理通知書」等※1	都道府県知事 各経済産業局長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」（「表面」と「裏面」）※2	埼玉県知事
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、A I第1種、アナログ第2種、A I第2種、総合種又はA I・DD総合種）」の資格者証	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、DD第1種、デジタル第2種、D D第2種、総合種又はA I・DD総合種）」の資格者証	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
消防施設工事業	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	都道府県知事
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等についての問い合わせ先

- ・ 県内にのみ営業所がある場合

埼玉県危機管理防災部化学保安課火薬・電気担当 電話048-830-8435

- ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て一の産業保安監督部の管轄内にある場合

経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課 電話048-600-0388（代表）

- ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ 電力安全課

電話03-3501-1742

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問い合わせ先

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当 電話048-830-5176

浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出していることが必要です。

## 7. 設計・調査・測量共通情報（様式第5号）

(1) 「1 登録情報」について

- ① 「登録業務名」欄について、申請日現在、申請が行える業務として登録しているときは、「登録状況」欄の“1 有り”を、登録していないときは“0 無し”を“○”で囲んでください。
- ② 登録情報については、“会社”としての情報を記入し、“1 有り”を“○”で囲んだ部門について、次の表を参考に「登録番号」欄及び「登録機関名」欄を左詰めで記入してください。
- ③ 測量業登録及び建築士事務所登録については、申請する事業所名を登録番号の後ろにカッコ（ ）書きで記入してください。
- ④ 登録情報確認のため、各登録書等の写しを提出してください。

登録名称	登録情報を証明する書類	登録機関名
測量業者登録	測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等※	国土交通大臣 (地方整備局長)
建築士事務所登録 (建築関連コンサルタント)	建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等※	都道府県知事
地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
補償コンサルタント登録	補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
不動産鑑定業者登録	不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事
計量証明事業者登録	計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの。(長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事
土地家屋調査士登録	土地家屋調査士連合会発行(申請日前3か月以内の発行)の土地家屋調査士登録証明書	土地家屋調査士連合会

※ 測量業務、建築関連コンサルタント業務（建築意匠）を申請する場合は、申請する事業所で登録を受けていることが分かるもの（申請する事業所の名称及び所在地が記載されているもの）を提出してください。



※登録番号の記入例

登録番号が不明なときは、登録取得した各機関へご確認ください。

- ・測量業者の場合 → 登録第(〇〇)ー××〇△号
- ・建築士事務所登録 → 登録第〇△〇号
- ・地質調査登録 → 質〇〇第×△△号
- ・補償コンサルタント登録 → 補〇〇第〇〇××号
- ・建設コンサルタント登録 → 建〇〇第×〇〇△号
- ・不動産鑑定業者登録 → 国土交通大臣登録(〇)第△〇×号
- ・計量証明事業登録 → 〇〇第××△△〇号

登録機関名は、できるだけ詳細に記入してください。

- ・〇〇省〇〇局〇〇課、〇〇県知事等

⑤さらに、「登録・更新年月日」欄を西暦で記入してください。

過去に登録したが、失効となった登録は、記入しないでください。

なお、登録が複数ある場合は、最も古い日付を記入してください。

(2)「2 職員数」欄について

審査基準日(直近の決算日で、決算手続きが完了しているもの)現在の情報を右詰めで記入してください。

①「申請業務にかかる常勤役員・使用人」欄の「技術職員」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員の人数(実人数)を記入してください。

なお、『設計・調査・測量』以外の業務(例:『建設工事』)で申請している場合、そこに計上した人数は含めないでください。

特に、経営事項審査で建設工事の業務で計上した人数は含めないでください。

②「申請業務に係る常勤役員・使用人」欄の、「その他」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員以外(技術職員以外の常勤役員、経理従事者など)の人数(実人数)を記入してください。非常勤役員は役員の数に含めないでください。

なお、『設計・調査・測量』以外の業務(例:『建設工事』)で申請している場合、そこに計上した人数は含めないでください。

特に、経営事項審査で建設工事の業務で計上した人数は含めないでください。

③「申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人」欄には、『設計・調査・測量』以外の業務(例:『建設工事』等)の申請がある場合や、『設計・調査・測量』業務に関連のない事業(例:「販売」等がある場合は、その合計人数(実人数)を記入してください。

④「年間平均業務実績高」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る消費税抜きの実績高について、2年間(24か月)の平均を千円未満の端数を切捨てて、右詰めで記入してください。

(3)「3 技術職員」について

この欄は、審査基準日現在の会社全体の技術職員の資格情報を記入してください。

ただし、人数については、1人で複数の資格を持っている場合は、持っている資

格全てを計上してください。(例：ある職員が技術士の「道路」と「測量士」の2つの資格を持っている場合、それぞれの項目に「1」人を計上することになります。よって、資格区分ごとに、延人数を記入することになります。また、合計職員数も延人数です。)

※法人が申請する場合は、会社全体の人数を記入してください。(1法人で複数の事業所で申請する場合は、全ての申請事業所のこの欄の数値は同じになります。)

※1人の方が、同じ資格で等級の違う資格を取得している場合は、等級の上位の資格を記入してください。

## 8. 設計・調査・測量個別情報(様式第6号)

※測量業務を申請する場合は、申請事業所として登録されていなければ申請はできません。

※法人の場合は会社、個人事業者の場合は事業主の代理人として申請できるのは5名までです。

※他の事業所が申請した業務を重ねて申請できません。

※申請事業所以外の事業所が同じ業務を申請した場合、どちらかの事業所の申請を取り下げていただくことになります。

※一度申請した業務を変更することはできません。

### (1)「1 申請情報」について

①「登録状況」欄は、申請希望の有無に関わらず、様式第6号で記入した登録している業務について、“1 有り”を“○”で囲んでください。

②今回、申請を希望する業務について、“1 有り”を、申請しない業務は“0 無し”を“○”で囲んでください。

### (2)「2 関連(系列)業者」について

この欄は、次に掲げる項目に該当する場合であり、その関連(系列)業者が、建設産業関連の業務(建設業務、建設関連設計・調査・測量業務)を行っているときに、その会社について4社まで記入してください。

①他社の発行済株式総数の100分の50以上を有しているとき

②他社の出資総額の100分の50以上を有しているとき

③他社の代表権を有している役員がいるとき

④特別な提携関係のある他社がいるとき

### (3)「3 希望業務」欄について

①「実績割合」欄については、審査基準日(直近の決算で、決算手続きが終了しているもの)からさかのぼって2年間(24か月)の実績を記入してください。

業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が100%となるように記入してください。(『設計・調査・測量』業種としての売上げ実績がない場合は、合計が“0%”をなります。)

希望しない業務でも実績がある場合は、割合を記入してください。また、希望している業務でも実績がない場合は“0%”を記入してください。

- ②「希望」欄には、申請を希望する業務（『設計・調査・測量』業務コード表を参照）に“有”を記入してください。
- ③「0000 県内営業所の業務実績高の割合」欄には、審査基準日からさかのぼって2年間（24か月）の「設計・調査・測量業務に係る年間平均業務実績高」に占める「埼玉県内に所在する営業所（本店も含む。）の年間平均業務実績高」の割合を記入してください。

例）	本社（東京都	80万円		
	支店（さいたま市	20万円	→	県内営業所の業務実績高の割合
	計	100万円		20万円÷100万円＝20%

## 9. 障害者雇用の証明書（様式第7号）

- (1) 障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者で障害者を雇用している場合、提出してください。

## 10. 監理技術者の証明書（様式第8号）

※建設工事申請のみ対象

- (1) 申請日現在、監理技術者がいる場合、提出してください。
- (2) 「監理技術者数」欄は、会社全体での人数を記入し、建設工事請負共通情報（様式第3号）の人数と一致します。監理技術者資格者証の写しについては、2名以上いる場合であっても1名分とし、有効期限内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業所と一致しているものに限りします。

## 11. 工事（業務）経歴書（様式第9号）

- (1) 業種ごとに直近2年分について、記入してください。（他の様式で提出されても可とします。）

## 12. 担当職員数・実績高業務別内訳表（様式第10号）

※設計・調査・測量申請のみ対象

- (1) 「業務実績高」欄は、「基準決算」欄及び「基準決算の前期」欄に、決算期ごと、業務ごとの消費税抜きの実績高を千円未満の端数を切捨てて記入してください。
- (2) 変則決算があるときは、「基準決算の前々期」欄及び「基準決算の前々々期」欄も使用して、24か月を超えるまで決算期ごとに記入してください。
- (3) 「年間平均業務実績高」欄には、2年間（24か月）の平均を記入してください。業種ごとに直近2年分について、記入してください。（他の様式で提出されても可とします。）

### 13. 営業所情報報告書（様式第11、11-1号）

※本庄市、美里町、神川町、上里町に代理人を置く支店、営業所等を有する者が対象

- (1) 「建設工事」、「設計・調査・測量」の申請する業種を○で囲んでください。
- (2) 「営業所職員数」欄の「技術職員数」欄には、営業所に従事する技術職員の数を記入してください。
- (3) 「営業所職員数」欄の「その他職員数」欄には、営業所に従事する技術職員以外（事務員等）の数を記入してください。
- (4) 申請事業所の写真については、デジタルカメラにて撮影したもので可とします。

### 14. 組合員名簿（様式第12号）

※事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律及び同法施行令に規定する組合で申請する場合のみ。

- (1) 記入する組合員は全組合員を対象とします。
- (2) 組合員名が個人の場合は個人名を、企業である場合は企業名を記入してください。

### 15. 官公需適格組合資格審査数値計算表（様式第13号）

※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、建設業法第3条の規定による建設業許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた方で、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合のみ。

- (1) 当該組合のほか、5以内の組合員の経営事項審査結果通知書から必要な事項を記入してください。
- (2) 「年間平均完成工事高」欄、「自己資本額」欄、「建設業従事職員数」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、合計した数値を記入してください。
- (3) 「経営状況評点」欄、「社会性評点」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、小数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。
- (4) 「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄には、官公需適格組合として特例計算を受ける業種を記入し、「数値特例」欄については、合計した数値を記入してください。
- (5) 「建設工事の種類別技術者数」欄の「特例数値」欄については、記入した技術者の合計した数値を記入してください。

大臣・都道府県知事コード

コード	大臣・知事名	コード	大臣・知事名	コード	大臣・知事名
00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事
01	北海道知事	17	石川県知事	33	岡山県知事
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事

『建設工事』業種コード表

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名	略 称		
01	土木工事業	土木	01	土木一式工事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く) 注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05-05) ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事
			02	農業土木工事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コンクリート構造物工事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁工事業上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事等は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事 注)・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05-03)又は場所打ちくい工事(05-04) ・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロースラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
			04	大口径管工事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う下水道、下水道等の大口径管埋設工事(口径がおおむね2m以上のもの)	下水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地すべり防止対策工事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管渠推進工事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	トンネル工事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニューマチックケーソン工事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シールド工事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	PC橋梁工事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダム工事	ダ ム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事
			12	森林土木工事	森 林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
02	建築工事	建築	01	建築一式工事	建 一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～06の特殊工事は除く) 注)・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)
			02	木造工事	木 造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			03	軽 量 鉄 骨 工 事	軽 鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物 工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)
			04	プ レ ハ ブ 工 事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建 築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コ ン ク リ ー ト プ レ ハ ブ 工 事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレ ハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物
03	大工工事業	大工	01	大 工 工 事	大 工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物 に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左官	01	左 官 工 事	左 官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等を こて塗り、吹付け、又は貼付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工 事
05	とび・土工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組 立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
						注)・鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造物工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	
			02	解 体 工 事	解 体	工作物の解体等を行う工事	工作物解体工事、建築物解体工事、ひき工事
			03	く い 工 事	く い	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリ ング又は中掘り工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、 くい抜き工事
			04	場 所 打 ち ぐ い 工 事	場所打	アースオーガ、リバーズ、オールケーシング工法等で、コ ンクリートぐいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土 工 事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、 しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コ ン ク リ ー ト 工 事	コンクリ	コンクリートブロックを据付け、又はコンクリートにより 工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート 工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
						注)・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-10)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	
			07	地 盤 改 良 工 事	地 盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工 事
			08	吹 付 け 工 事	吹 付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル内防水工事
						注)・建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	
			09	道 路 付 属 物 設 置 工 事	道 付 属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外 構 工 事	外 構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的 工事)	重量物の揚重運搬設置工事
06	石工事業	石	01	石 工 事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含 む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に 石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石 材加工工事
						注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	
07	屋根工事業	屋根	01	屋 根 工 事	屋 根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電気	01	●総合電気設備工事	総 合	発電設備(非常用予備発電設備を含める)、変電設備、電 気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事	総合電気設備工事
						注)・電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			02	●発電変電設備工事	発 電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送 電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事
			04	●電気設備工事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	●信号設備工事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上下水道施設 電気設備工事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、 工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、 電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設 電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	その他工事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管工事業	管	01	給排水設備工事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷暖房空調設備工事	空 調	冷暖房、空調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空調和設備工事、ダクト工事
			03	●浄化槽工事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガス配管工事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
			99	その他工事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ ブロック工事	タイル	れんが・コンクリートブロック等により工作物を築造し又は 工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取 付け、又は貼付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、 築炉工事、石綿スレート張り工事(外壁等)
11	鋼構造工事業	鋼構造	01	鉄骨工事	鉄骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する 工事 注)・既に加工された鉄骨を組立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、遊樂階段設置工事
			02	鋼橋梁工事	鋼橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造 する工事 注)・既に加工された鋼橋梁等を組立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄塔工事	鉄塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する 工事 注)・既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門扉工事	門扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の 門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	プール工事	プール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造す る工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事
			06	鋼製タンク工事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造す る工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	その他工事	その他	その他の鋼構造工事	屋外広告工事
12	鉄筋工事	鉄筋	01	鉄筋工事	鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事



業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
13	ほ 装 工 事	ほ 装	01	ほ 装 工 事	ほ 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事 注)・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注)・陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)
15	板金工事業	板金	01	板 金 工 事	板 金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注)・板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガ ラ ス 工 事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗 装 工 事 業	塗 装	01	塗 装 工 事	塗 装	塗装、塗材等を工作物に吹付け、又は塗付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路 面 標 示 工 事	路 面	塗装、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋 内 床 面 標 示 工 事	屋 内 床	屋内にコートラインを標示する工事	コートライン標示工事
			99	そ の 他 工 事	そ の 他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防 水 工 事 業	防 水	01	防 水 工 事	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注)・法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内 装 仕 上 工 事 業	内 装	01	内 装 仕 上 工 事	内 装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床 仕 上 工 事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を行う工事	床仕上工事
			03	た た み 工 事	た た み	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふ す ま 工 事	ふ す ま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			05	そ の 他 工 事	そ の 他	その他の内装仕上げ工事	家具工事、防音工事
20	機 械 器 具 設 置 工 事	機 械	01	運 搬 機 器 設 置 工 事	運 搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プ ラ ン ト 設 備 工 事	プ ラ ン ト	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を総合的に設置する工事(03を除く) 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	プラント設備工事
			03	水 処 理 設 備 工 事	水 処 理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
			04	汚 泥 脱 水 設 備	脱 水	汚泥脱水設備工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚 泥 焼 却 設 備 工 事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			06	給排水機器設置工事	給排水	トンネル、地下道等の給排水用機械器具を設置する工事 注)・建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09-02)	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚排水機器設置工事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮設備工事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	その他工事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備、集塵機器設置工事、遊戯施設設置工事、部代装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力設備熱絶縁工事	動力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通信	01	●有線電気通信工事	有線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気通信工事	無線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	●データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情報制御設備工事	情報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電気計算機設置工事
			99	その他工事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造園工事業	造園	01	庭園工事	庭園	聖地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事	公園	聖地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広場工事	広場	聖地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	その他工事	その他	その他の造園工事	
24	さく井工事業	さく井	01	さく井工事	さく井	さく井機械等をもちいてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚水設備工事	揚水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	その他工事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建具工事業	建具	01	サッシ工事	サッシ	サッシを取付ける工事	サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事	シャッター	シャッターを取付ける工事	シャッター取付け工事
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取付ける工事	自動ドア取付け工事
			99	その他工事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事	取水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設誘示
			02	浄水施設工事	浄水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事 注)・上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03)	浄水施設工事
			03	配水施設工事	配水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事 注)・公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)	配水施設工事

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			04	下水処理設備工事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注) ・公道下等の下水道管理設工事、土木工業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設設工事は、土木工業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工業の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工業の処理設備工事(20-03) ・し尿処理設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合設の工事は、清掃設工業のし尿処理設工事(28-02)	下水処理設備工事
			99	その 他 工 事	その 他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工業	消 防	01	●水消火設備工事	水 消 火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	●泡消火設備工事	泡 消 火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	●不活性ガス消火設備工事	ガ ス	不活性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不活性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	●粉末消火設備工事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	●火災報知器設備工事	報 知	火災報知に必要な設備を設置する工事	火災報知器設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	●避難設備工事	非 難	非難設備を設置する工事 注) ・ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工業の建築一式工事(02-01)又は鋼構造物工業の鉄骨工事(11-01)	金属製非難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	●排煙設備工事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	その 他 工 事	その 他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工業	清 掃	01	ごみ処理施設工事	ご み	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し尿処理施設工事	し 尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工業の浄化槽工事(09-03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道設工業の下水処理設備工事(26-04)	し尿処理施設工事
			99	その 他 工 事	その 他	その他の清掃施設工事	

# 『設計・調査・測量』業務コード表

※「業務内容」欄に●印が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務分類名	業種コード	業務内容
-------	-------	------

## 【測量】

●測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
●地図の調整	3010	既成の地図等を基図とし、編纂資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描図する新たな地形図等の作成
●航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成

## 【建築関連コンサルタント】

●建築意匠（建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理）		
住居施設	4000	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
学校施設	4001	学校、技術専門校、養護学校等
医療及び社会福祉施設	4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
事務所及び庁舎	4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等
スポーツ施設	4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
劇場及びホール	4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場（オーディトリウムを有するものに限る。）等
美術館・博物館・記念館	4006	美術館、博物館、記念館、図書館等
集会場・コミュニティセンター	4007	集会場、コミュニティセンター等
厚生施設（宿泊施設等）	4008	ホテル、旅館、保養所等
その他	4009	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
建築構造	4010	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
空調設備	4020	空調調和設備等の設計又は監理
給排水設備	4030	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
電気設備	4040	電気設備等の設計又は監理
建築積算	4050	建築設計における積算数量の算出
機械積算	4060	機械設計における積算数量の算出
電気積算	4070	電気設計における積算数量の算出
建物調査	4080	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計

## 【地質調査】

地質調査	5000	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言
------	------	--

## 【補償コンサルタント】

土地調査	6000	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成
物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖権、特産物に関する調査又は補償金額の算定
事業損失	6004	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
事業認定	6006	事業認定申請書及び決裁申請書の作成
その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。不動産、立木等に関する登記手続き。その他の調査又は補償金額の算定

## 【建設コンサルタント】

河川、砂防及び海岸（治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理		
河川	7000	河川に関するもの（治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等）
砂防	7001	砂防に関するもの（砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等）
ダム	7002	ダムに関するもの（ダム、水理、治水（洪水調節）、利水、ダム施設設置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等）

業務分類名	業種コード	業 務 内 容
港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
電力土木	7020	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
道路（道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理）		
交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計（交通量、交通解析、自動車起終点、パーセントリップ、物流流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等）
道路	7031	道路に関する概略（予備）設計、実施（詳細）設計又は監理（道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等）
道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの（交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等）
鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
上水道及び工業用水道（上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理）		
水道施設	7050	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの（取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等）
送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの
下水道（下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理）		
下水処理施設	7060	下水処理施設に関するもの（水処理、汚泥処理、ポンプ等）
下水管渠	7061	下水管渠に関するもの
農業土木	7070	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
造園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
都市計画及び地方計画（都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計又は監理）		
土地利用計画	7100	土地利用計画に関するもの（フレームワーク、マスタープラン、法規制等）
都市施設	7101	都市施設に関するもの（交通施設、公園、緑地施設等）
開発事業	7102	開発事業に関するもの（土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等）
地域計画	7103	地域計画に関するもの（地域振興、観光、レクリエーション等）
環境保全	7104	環境保全に関するもの（環境整備、景観、公害対策、緑地保全等）
地質	7110	地質に関する調査、企画、立案又は助言
土質及び基礎	7120	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
鋼構造及びコンクリート（鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理）		
鋼橋上部工	7130	橋梁上部工に関するもの（合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等）
コンクリート橋上部工	7131	コンクリート橋上部工に関するもの（場所打ちコンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等）
橋梁下部工・基礎構造	7132	橋梁下部工に関するもの（橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等）、基礎構造に関するもの（直接基礎、既製杭、場所打ち杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等）
新交通・モノレール	7133	新交通及びモノレールに関するもの（上部構造、下部構造、基礎構造等）
特殊構造	7134	特殊構造に関するもの（景観、耐風、耐震、防護工（落石・雪崩）、遮音壁、化粧板等）
維持・補修、その他	7135	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの（点検、損傷、変状、維持、補修、拡張、基礎補強、架換等）
トンネル	7140	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理
施工計画、施工設備及び積算	7150	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
建設機械	7160	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理
建設環境（環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計）		
環境調査・計画	7170	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録
環境整備	7171	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計
その他の建設コンサルタント	7900	

【その他】

資料整備	8000	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備
その他	8001	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等 ●不動産鑑定 ●計量証明 ●登記業務

# 記入例

平成27年 1月 5日

(あて先) 児玉郡市広域市町村圏組合管理者

申請日(郵送の場合は発送日)を記入してください。


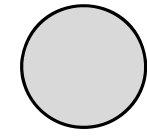
平成27・28年  
おこなわれる申請書

カタカナで記入してください。濁点「°」や半濁点「゜」は同じマスに記入してください。  
なお、法人の種類を表す文字(例:「カブシキガイシャ」等)は記入しないでください。

入札に参加する資格の審査を申請します。

## 登録情報

該当する番号を○で囲んでください。

本社情報	法人又は個人の区分	① 法人		2 個人	3	履歴事項全部証明書等のおりに記入してください。法人の種類を表す文字も省略せず記入してください。		本社の代表者印 (印鑑証明と同じ印鑑)  	
	商号又は名称(カナ)	ホ ン ジ ヨ ウ サ ン ギ ヨ ウ							
	商号又は名称	株 式 会 社 ほ ん じ ょ う 産 業					法人の場合は、履歴事項全部証明書等のおりに記入してください。個人事業者の場合は「代表者」と記入してください。		
	代表者役職名	代 表 取 締 役							
	代表者氏名(カナ)	ホ ン ジ ヨ ウ		タ ロ ウ			カタカナで記入してください。濁点「°」や半濁点「゜」は同じマスに記入してください。氏と名の間は1マス空けてください。		
	代表者氏名	本 庄		太 郎			氏と名の間は1マス空けてください。		
	郵便番号	367-0051	都道府県名	埼 玉 県		市区町村名	本 庄 市		
	字 等	本 庄 3 - 5 - 3					履歴事項全部証明書等に記載された住所を記入してください。「字等」の欄の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については「- (ハイフン)」を用いて記入してください。方書がある場合は、「ビル名」の欄に記入してください。		
ビル名	H O N J O ビル 3 階								
電話番号	0495-25-1111	ファクシミリ番号	0495-25-0000					「電話番号」「ファクシミリ番号」欄については、市外局番を省略せず「- (ハイフン)」を用いて記入してください。	
申請事業所情報	事業所名	児 玉 営 業 所					事業所等へ業務を委任する場合は、その事業所名を記入してください。本社で申請する場合は「本社」と記入してください。		申請事業所の代表者印 (使用印鑑)  
	郵便番号	367-0298	都道府県名	埼 玉 県		市区町村名	本 庄 市		
	字 等	児 玉 町 八 幡 山 3 6 8					委任された事業所等の住所を記入してください。本社で申請する場合で、登記上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、申請事業所の住所欄に実際の所在地を記入してください。「字等」の欄の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については「- (ハイフン)」を用いて記入してください。方書がある場合は、「ビル名」の欄に記入してください。		
	ビル名								
	申請事業所の代表者役職名	営 業 所 長		代表者氏名(カナ)	ミ サ ト カ ズ オ			カタカナで記入してください。濁点「°」や半濁点「゜」は同じマスに記入してください。氏と名の間は1マス空けてください。	
				代表者氏名	美 里 一 男			氏と名の間は1マス空けてください。	
電話番号	0495-72-1331	ファクシミリ番号	0495-72-0000					「電話番号」「ファクシミリ番号」欄については、市外局番を省略せず「- (ハイフン)」を用いて記入してください。	
電子メールアドレス						契約担当部署のメールアドレスを記入してください。メールアドレスがない場合は空欄のまま提出してください。			

(商号又は名称)  
株式会社ほんじょう産業

申請事務担当者	所属事業所・部課係名	児玉営業所営業部営業二課				
	担当者氏名	神川 はな子				
	電話番号	0495-72-1331	ファクシミリ番号	0495-72-0000		
障害者雇用状況	障害者雇用人数	1人	法定雇用義務の有無	<input type="radio"/> 無し <input checked="" type="radio"/> 有り	法定雇用率達成状況	<input type="radio"/> 未達成 <input checked="" type="radio"/> 達成
ISO9001	取得の有無	<input type="radio"/> 無し <input checked="" type="radio"/> 有り		登録番号		
	認証機関名					
ISO14001	取得の有無	<input type="radio"/> 無し				
	認証機関名					
実績・職員数情報	資本金	千円		自己資本額	千円	
	営業年数	年	従業員数	人		

「申請事務担当者」欄については、この申請書又は添付資料を申請した方、その他の申請の内容に係る質問等に対応できる方の氏名、電話番号等を記入してください。

「ISO9001」及び「ISO14001」欄については、申請日現在で有効であり、申請業務について認証取得している場合のみ、その情報を記入してください。認証を更新しているときは更新年月日を記入してください。

「障害者雇用状況」欄については、申請日直近の6月1日現在、「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者と、提出義務はないが申請日現在で障害者を雇用している事業者が対象です。  
 ●報告義務のある事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の「1有り」を○で囲み、「障害者雇用人数」欄に直近の報告書に記載された障害者雇用人数を記入してください。「法定雇用率達成状況」欄は該当する項目を○で囲んでください。  
 ●報告義務のない事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の「0無し」を○で囲み、障害者雇用人数を記入してください。「法定雇用率達成状況」欄は、雇用している場合は「1達成」を、雇用していない場合は「0未達成」を○で囲んでください。

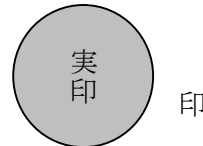
委任状

平成 27 年 1 月 5 日

あて先 児玉郡市広域市町村圏組合管理者

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の  
本社情報と同じ内容になります。

(〒367-0051)  
 委任者 所在地 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号  
 商号又は名称 株式会社ほんじょう産業  
 代表者役職名 代表取締役  
 代表者氏名 本庄 太郎

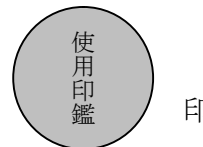


私は、下記の者を代理人と定め 平成27年 4月 1日から平成29年 3月31日まで、次の権限を委任します。

ただし、上記の期間内に契約を締結したものに係る保証金及び代金の請求、受領については、期間後もなお効力を有するものとする。

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の  
申請事業所情報と同じ内容になります。

(〒367-0298)  
 受任者 所在地 埼玉県本庄市児玉町八幡山368番地  
 営業所等名称 株式会社ほんじょう産業 児玉営業所  
 役職名 営業所長  
 氏名 美里 一男



委任事項

1. 入札参加資格審査申請に関する件
2. 見積書、入札書の提出及び受領に関する件
3. 契約の締結及び契約の履行に関する件
4. 代金の請求及び受領の件
5. 復代理人の選任に関する件
6. 上記に付帯する一切の件

本社で申請する場合で、登記上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の「本社欄に記載した内容」から「申請事業所欄に記載した内容」への委任状を作成してください。どちらの内容も代表者である場合は、代表者から代表者への委任状となります。



誓約書

平成 27 年 1 月 5 日

(あて先) 児玉郡市広域市町村圏組合管理者

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)の  
本社情報と同じ内容になります。

住 所 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号  
商号又は名称 株式会社ほんじょう産業  
代表者役職名 代表取締役  
代 表 者 名 本庄 太郎

実印

当社(私)は、本庄市暴力団排除条例、美里町暴力団排除条例、神川町暴力団排除条例及び上里町暴力団排除条例に基づき、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。